

日本大学工学部後援会会則

平成30年9月26日制定

平成30年4月24日施行

令和6年6月1日改正

第1章 名 称

第1条 本会は、日本大学工学部後援会（以下「本会」という）と称し、事務所を福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地 日本大学工学部内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、日本大学工学部（以下「学部」という）の教育・研究その他の業務の推進に協力し、もって大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号による業務を行う。

- ① 教育・研究環境の整備拡充に対する協力
- ② 学生のための厚生及び福利の増進施策に対する協力
- ③ その他学部の発展のために必要な業務に対する協力

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、学部に在籍する学生の父母又はこれに代わる者を正会員とし、役員に選出された学部専任教職員を特別会員とする。

第5条 正会員は、その子女が学部の学生としての身分がなくなったとき、その資格を失う。

第6条 正会員は、会員の子 1 名につき年額 30,000 円の会費を納入するものとする。

第4章 役 員

第7条 本会の業務を行うために、次の役員を置き、役員会を構成する。

- ① 名誉会長 1 名（工学部長）
- ② 会 長 1 名
- ③ 副 会 長 2 名
- ④ 委 員 若干名
- ⑤ 監 事 若干名
- ⑥ 幹 事 若干名

第8条 会長は、工学部長（以下「学部長」という）が、正会員のうちから候補者を推挙し、総会において選任する。

第9条 副会長・委員・監事及び幹事は、会員のうちから会長と学部長が協議の上、候補者を推挙し、総会において選任する。

第10条 名誉会長を除く他の役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。

2 役員は、次期総会終結時までその職務を執行する。

3 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 名誉会長は、会長の依頼に応じ、本会の目的達成のために必要な指導にあたる。

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会並びに役員会を招集する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 委員は、本会の目的達成のための業務の計画・立案及び実施に当たるとともに、その他必要な会務をつかさどる。

第15条 監事は、本会の業務及び経理を監査する。

第16条 幹事は、本会の庶務・会計の事務を行う。

第17条 役員会は、本会の業務執行について決するものとし、必要に応じ随時開催する。

第5章 会 議

第18条 本会に次の会議を置く。

① 役員会

② 総会

第19条 役員会は、第7条各号に定める者をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

第20条 役員会は、次の事項について企画・審議する。

① 事業に関する事項

② 予算・決算に関する事項

③ 会則の変更に関する事項

④ その他本会の目的達成のために必要な事項

第21条 総会は、会長が年1回招集し、その議長となる。ただし、役員会をもって総会に代えることができる。

2 総会の議事は、次に掲げる事項とし、事前に役員会の議を経なければならない。

① 事業報告

② 予算審議

③ 決算報告

④ 役員の選任

⑤ 会則の変更

⑥ その他本会の目的達成のために必要な事項

第22条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第6章 会 計

第23条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

① 会費

② 寄付金

③ その他の収入

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 本会の会費は、学部会計課に委託して徴収する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 会長が不在の場合は、会長が選任されるまでの間、名誉会長が会長の職務を代行する。
- 3 この会則が適用される正会員は、平成31年4月1日以降の入学生・編入学生及び転入学生の父母又はこれに代わる者とする。